

みんなで支え合う

国民健康保険



4月1日から国保の被保険者証が新しくなります

国民健康保険（国保）被保険者証の有効期限は毎年3月31日です。4月1日からご使用いただく新しい被保険者証（うす紫色）を簡易書留でお送りしましたので、内容に誤りがないかご確認をお願いします。

お手持ちの被保険者証（うす桃色）は有効期限が切れていきますので、使用できません。

70歳から74歳の窓口負担が一部変更になります

70～74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いただく窓口負担は、法律上2割となつていますが、国の特例措置によりこれまで1割負担とされてきました。平成26年度からこの特例措置が見直されることとなり、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎えられる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）から段階的に実施され、2割負担となります。

なお、現役並み所得者の方は引き続き3割負担となります。

70～74歳の窓口負担が1割の方へ新しい国保高齢受給者証を送付しました

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えられた方は、医療機関で治療を受けたときにお支払いただく窓口負担は1割のまま変わります。

該当する国保の被保険者の方へ、4月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証（水色）を簡易書留でお送りしましたので、内容に誤りがないかご確認をお願いします。

なお、負担割合が3割の現役並み所得者の方は、現在お持ちの高齢受給者証を引き続きご使用ください。

被保険者証・高齢受給者証について次のことをご確認ください

- ・住所や氏名に誤りはありませんか。
- ・他の健康保険に加入しているのに、国保の被保険者証が送られていませんか。
- ・75歳の誕生日を迎えられているのに、高齢受給者証が送られていませんか。

※新しい被保険者証・高齢受給者証がお手元に届いていない場合、誤りや不明な点があった場合は、すぐに役場住民課保険年金担当までご連絡ください。古い被保険者証・高齢受給者証は回収しますので、「日野町役場住民課行」の封筒に入れてポストへ投入してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571

国民年金

からのお知らせ

「免除・納付猶予」、「学生納付特例」を申請できる期間が拡大されます

●申請可能な期間

今まで「免除・納付猶予」「学生納付特例」が申請できる期間は、申請される年度の1年間でしたが、平成26年4月から法律改正され、申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できるようになりました。複数年度の申請をされる場合、年度毎の申請書が必要となります。

●制度の対象者

「免除・猶予」の場合、申請可能な期間の保険料を納めることが経済的に困難な方です。「猶予」は30歳未満の方に限ります。「学生納付特例」の場合、大学（大学院）、短大、専修・各種学校等に在籍されている学生の方です。

●審査の基準

審査の基準となるのは申請する年度の前年の所得です。「免除」の場合は本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となり、「猶予・学生納付特例」の場合は本人の所得が審査の対象となります。

※審査される年度は「免除・猶予」の場合は7月から翌年6月、「学生納付特例」の場合は4月から翌年3月です。

●申請手続に必要なもの

- ・印かん（スタンプ式以外）
- ・学生証または在学証明書
- （「学生納付特例」の場合のみ）
- ・審査の年度に対応する年度の所得課税証明書（申請する期間の前の1月1日時点に日野町に住所がなかった場合のみ）

承認された期間は、「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付（追納）することができます。追納されると老齢基礎年金の額に反映されます。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220
住民課 保険年金担当
☎6571